

第七十五回国会 衆議院 公職選挙法改正に関する調査特別委員会議録 第三号

昭和五十年四月二十三日(水曜日)

午前十時十三分開議

出席委員

- 委員長 小澤 太郎君
- 理事 奥野 誠亮君
- 理事 久野 忠治君
- 理事 小山 省二君
- 理事 津金 佑近君
- 石井 一君
- 小林 正巳君
- 林 孝矩君
- 理事 吉川 久衛君
- 理事 小泉純一郎君
- 理事 山田 芳治君
- 小島 徹三君
- 綿貫 民輔君
- 池田 禎治君

出席政府委員

- 自治大臣 福田 一君
- 自治省行政局長 土屋 佳照君

委員外の出席者

- 自治省行政局長 秋山陽一郎君
- 自治省行政局長 山本 武君
- 選挙管理課長

委員の異動

四月二十二日

- 本名 武君 補欠選任 吉川 久衛君
- 綿貫 民輔君 村田敬次郎君

四月二十三日

- 佐藤 孝行君 補欠選任 綿貫 民輔君
- 白濱 仁吉君 小林 正巳君
- 小沢 貞孝君 池田 禎治君

同日

- 小澤 正巳君 補欠選任 白濱 仁吉君
- 綿貫 民輔君 佐藤 孝行君

池田 禎治君 小沢 貞孝君

同日

理事笹山茂太郎君及び田中榮一君同日理事辞任につき、その補欠として小泉純一郎君及び吉川久衛君が理事に当選した。

四月十八日

公職選挙法の一部を改正する法律案(内閣提出第六〇号) 政治資金規正法の一部を改正する法律案(内閣提出第六一号) 提出第六一号

二月十日

都道府県議会議員の選挙公営実施に関する請願(粟山ひで君紹介)(第三八五号) は本委員会に付託された。

二月十二日

選挙運動の公正な取締りに関する陳情書(東京都北区上中里町一の一四太田財政研究所長太田政記)(第一五号)

同日

公職選挙法等改正に関する陳情書(東京都千代田区平河町二の六の三都道府県選挙管理委員会連合会長笹川加津恵)(第一六六号) 都道府県議会議員選挙の選挙公営実施に関する陳情書外一件(奈良県議会議長西口米三外一名)(第一六七号)

明るい選挙推進に関する陳情書(東京都千代田区平河町二の四の三明るい選挙推進協議会長竹中一雄)(第一六八号) 政治資金規正法等の改正に関する陳情書(松江市議会議長佐川喜慶)(第一六九号) は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

理事の辞任及び補欠選任

公職選挙法の一部を改正する法律案(内閣提出第六〇号) 政治資金規正法の一部を改正する法律案(内閣提出第六一号)

○小澤委員長 これより会議を開きます。

お諮りいたします。理事田中榮一君及び理事笹山茂太郎君より理事を辞任したいとの申し出がありますが、これを許可するに御異議ありませんか。

○小澤委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

引き続き、ただいま辞任されました理事の補欠選任を行いたいと存じますが、これは先例によりまして、委員長において指名するに御異議ありませんか。

○小澤委員長 御異議なしと認めます。

それでは、小泉純一郎君 及び 吉川 久衛君を理事に指名いたします。

○小澤委員長 内閣提出、公職選挙法の一部を改正する法律案及び政治資金規正法の一部を改正する法律案の両案を一括して議題といたします。

まず、自治大臣から趣旨の説明を聴取いたします。福田自治大臣。

公職選挙法の一部を改正する法律案

[本号末尾に掲載]

○福田(一)国務大臣 ただいま議題となりました公職選挙法の一部を改正する法律案について、その提案理由と内容の概略を御説明申し上げます。

この改正法案は、最近における選挙の実情にかんがみ、衆議院議員の総定数及び各選挙区において選挙すべき定数については是正を行うとともに、選挙の腐敗を防止し、及びその公正を確保する等のため、供託金の引き上げ、選挙公営の拡充、寄付、文書図画の掲示及び機関紙等の頒布の制限の強化並びに連座制の強化その他所要の改正を行うものとしております。

以上が、この法律案を提出いたしました理由であります。

次に、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

その第一は、衆議院議員の総定数及びその各選挙区において選挙すべき議員の定数は是正であります。これにつきましては、昨年来国会において各党間で検討された結果、合意を見た線に沿って衆議院議員の総定数を十一の選挙区について二十人増加することとしております。

第二に、供託金の額を実態に合わせて大幅に引き上げることとしております。

第三は、選挙公営の拡充であります。すなわち、国会議員の選挙においては、公職の候補者は、その者に係る供託物が国庫に帰属することとならない場合に限る、政令で定めるところにより、政令で定める額の範囲内で、選挙運動用自動車等を無料で使用すること及びポスターを無料で作成することができることとし、また、衆議院議員の総選挙及び参議院議員の通常選挙においては、確認団体が、選挙運動の期間中、政策の普及宣伝及び演説の告知のために行う広告は、一定の限度内で無料とし、これらに要する費用を国庫で負担することとしていたしました。

第四としては、候補者の名前を書いた大きな立

て札や看板などがはらんし、批判を招いている実情にかんがみ、公職の候補者等の政治活動のために使用される公職の候補者等の氏名またはこれらの者の氏名が類推されるような事項を表示する文書図画及び後援団体の政治活動のために使用される当該後援団体の名称を表示する文書図画は、一、政令で定める総数の範囲内、政治活動のために使用する事務所ごとにその場所において通じて二を限り、掲示される立て札及び看板の類、二、ポスターで、ベニヤ板等で裏打ちされていないもの、三、演説会等の会場においてその開催中使用されるもの、四、確認団体が使用することができないものを除いては、一切掲示できないこととした。

なお、これに違反する文書図画があると認めるときは、都道府県及び市町村の選挙管理委員会は、これを撤去させることができることとした。

第五に、選挙運動員の実費弁償、報酬の基準単価を実態に合わせて適時に合理化できるよう政令で定めることとした。

第六は、公職の候補者等の寄付の禁止についてであります。すなわち、公職の候補者等が選挙区内にある者に対してする寄付は、政党その他の政治団体または親族に対してする場合及び公職の候補者等がもつぱら政治上の主義または施策を普及するために当該選挙区内で行う講習会等において必要やむを得ない実費の補償としてする場合を除き、全面的に禁止することとする。この場合の講習会等には、参加者に対して供応接待が行われるようなものを含まない旨を明らかにいたしました。また、公職の候補者等がその役員または構成員である会社その他の団体がこれらの氏名を表示したものはこれらの者の氏名が類推されるような方法でする寄付についても、政党その他の政治団体に対してする場合を除き、一切禁止することとした。

第七は、機関紙等の頒布の規制であります。が、選挙時に無償の政党機関紙等が大量に頒布され、

選挙の公正が害されていると同時にビラ公害とも言われている現状にかんがみ、選挙に関する報道評論を掲載した機関紙誌の号外等は選挙期間中は頒布できないこととし、号外以外の機関紙誌と機関紙誌以外の一般の新聞紙、雑誌についても、選挙に関する報道評論を掲載しているものは、選挙期間中は有償でなければ頒布できないこととしております。

第八は、連座制の改正であります。現行の連座制では、刑事裁判で総括主宰者等の刑が確定した後、検察官による当選無効訴訟が提起され、その判決によって当選無効が決まる仕組みになっていますが、今回の改正では、総括主宰者等が刑に処せられた旨の通知を受けたときは、これらの者が総括主宰者等に該当しないことを理由とし、当選が無効とならないことの確認を求める訴訟をその当選人が提起しない限り、当選が無効となる制度に改めることとしております。

その他、いわゆる解散電報等の禁止、罰則の強化等所要の規定の整備を図ることとしております。

最後に、この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとし、衆議院議員の定数に関する改正規定は、次の総選挙から施行するものとした。

以上が、公職選挙法の一部を改正する法律案の要旨であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

続きまして、ただいま議題となりました政治資金規正法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由と内容の概略を御説明申し上げます。

政治資金の規制につきましては、昭和四十二年の第五次選挙制度審議会の答申以来、各政党においてはおもろん、政府においても、検討に検討が重ねられてきたことは御承知のとおりであります。願いますれば、政府も過去三回にわたって政

治資金規正法の改正案を提案しましたし、各野党におかれてもそれぞれの立場に立つて改正案の提案がされましたが、いずれも審議未了となっております。そして、またその後の国会審議においては、常に政治資金の規制の問題が論議の対象として取り上げられてきたと言っても過言ではありません。

このような経緯にかんがみまして、政府といたしましては、最近における国民世論の動向と政党政治の現状とを考慮しつつ、現実に対応した政治資金の授受の規制、政治資金の収支の公開の強化、個人の拠出する政治資金に対する課税上の優遇措置などを講ずることにより、政治活動の公明と公正を図るべく、ここに、この法律案を提出することとした次第であります。

次に、この法律案の内容について、御説明申し上げます。

第一は、政治資金の寄付の制限についてであり

まず、寄付の量的制限につきましては、個人のする寄付にあつては、年間二十万円を超えてはならないこととし、会社、労働組合その他の団体のする寄付にあつては、それぞれの団体の規模に応じて制限を加えることとした。この場合、会社のする寄付については資本または出資の金額、労働組合等のする寄付については組合員等の数、その他の団体のする寄付については前年における経費の額を基準として、それぞれの団体の規模に応じて、一定の範囲内で、ある程度弾力的にその制限額を定めることとしております。また、これらの制限額の範囲内において寄付をする場合には、政党及び政治資金団体に対する寄付については制限を設けないこととし、それ以外の政

治団体または個人に対する寄付については、同一の者に対し、年間百五十万円を超えてはならないこととした。しかしながら、現在の選挙制度のもとにおいては、直ちにこれらの規制を行うことは必ずしも実情に即さないもので、当分の間に限り、政党、政治資金団体及び公職の候補者は別として、それ以外の政治団体に対する寄付については、政党、政治資金団体及び公職の候補者に対しては、政治資金団体及び公職の候補者に対する寄付の限度額の二分の一という別枠を設けるとともに、その範囲内においては、年間百五十万円を超えて政治活動に関する寄付をしてはならないこととした。

次に、寄付の質的制限につきましては、国または地方公共団体から補助金等の給付金の交付を受けているいわゆる特定会社その他の特定の法人のする寄付は、選挙に関する否とを問わず、一定期間、これを禁止することとした。また、国または地方公共団体から資金等の出資を受けている会社その他の法人のする寄付についても、選挙に関する否とを問わず、これを禁止することとした。

さらに、三事業年度以上引き続いて欠損を生じている会社とする寄付、匿名及び他人名義の寄付並びに外国人等のする寄付につきましても、選挙に関する否とを問わず、これを禁止することにも、寄付のあつせんにつきましては、寄付者に威迫を加えたり、寄付者の意思に反して貸金、下請代金等から天引きして寄付を集めることのないよう措置することとした。

以上の政治活動に関する寄付の制限と関連して、その違反者に対する所要の罰則規定を設けることとした。

第二は、政治資金の公開の強化についてであり

は、公職の候補者は、政令で定めるところにより、政令で定める額の範囲内で、第一項の自動車等を無料で使用することができる。ただし、当該公職の候補者に係る供託物が第九十三条（供託物の没収）第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定により国庫に帰属することとならない場合に限る。

4 衆議院議員の総選挙については、衆議院の解散に関し、公職の候補者又は公職の候補者とならうとする者（公職にある者を含む。）の氏名又はこれらの者の氏名が類推されるような事項を表示して、郵便又は電報により、選挙人にあいさつする行為は、第一項の禁止行為に該当するものとみなす。

13 衆議院議員及び参議院議員の選挙においては、公職の候補者は、政令で定めるところにより、政令で定める額の範囲内で、第一項第四号の二の個人演説会告知用ポスター及び同項第五号のポスター（参議院全国選出議員の選挙については、同号のポスター）を無料で作成することができ、この場合においては、第四百四十一条（自動車、拡声機及び船舶の使用）第四項ただし書の規定を準用する。

14 公職の候補者又は公職の候補者とならうとする者（公職にある者を含む。以下この項において「公職の候補者等」という。）の政治活動のために使用される当該公職の候補者等の氏名又は当該公職の候補者等の氏名が類推されるような事項を表示する文書図画及び第九十九条の五（後援団体に関する寄附等の禁止）第一項に規定する後援団体（以下この項において「後援団体」という。）の政治活動のために使用される当該後援団体の名称を表示する文書図画で、次に掲げるもの以外のものを掲示する行為は、第一項の禁止行為に該当するものとみなす。

一 立札及び看板の類で、政令で定める総数の範囲内で、かつ、当該公職の候補者等又は当該後援団体が政治活動のために使用する事務所にその場所において通じて二を限り、掲示されるもの
二 ポスターで、当該ポスターを掲示するためのベニヤ板、プラスチック板その他これらに類するものを用いて掲示されるもの以外のもの
三 政治活動のためにする演説会、講演会、研修会その他これらに類する集会（以下この号において「演説会等」という。）の会場において当該演説会等の開催中使用されるもの
四 第十四章の三（政党その他の政治団体の選挙における政治活動）の規定により使用することができるもの

15 前項第一号の立札及び看板の類は、縦百五センチメートル、横四センチメートルを超えないものであり、かつ、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（参議院全国選出議員の選挙については、中央選挙管理会）の定めるところの表示をしたものでなければならぬ。

第四百四十七条中「選挙運動のために使用する」を削り、「又は選挙運動の期間中」を「又は第四百四十三条第十四項に規定する公職の候補者等若しくは後援団体が当該公職の候補者等若しくは後援団体となる前に掲示された文書図画で同項の規定に該当するもの若しくは選挙運動の期間中に改める。第四百四十八条第二項中「通常の方法」の下に「選挙運動の期間中及び選挙の当日において、定期購読者以外の者に対し、頒布する新聞紙又は雑誌については、有償である場合に限る。」を加える。第四百四十九条第二項中「通常の方法」の下に「定期購読者以外の者に対して頒布する新聞紙については、有償である場合に限る。」を加える。

4 前三項の金銭、物品その他の財産上の利益には、花輪、供花、香典又は祝儀として供与され、又は交付されるものその他これらに類するものを含むものとする。

第九十九条の二第二項中「次の各号」を「政令で、各号を削り、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項の」を「前項の」に、「二千円以内」を「政令で定める基準に従い」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とする。

第九十九条の二第二項本文中「当該選挙に関し」を削り、「者に対し」の下に「いかなる名義をもつてするを問わず」を加え、同項ただし書を次のように改める。
ただし、政党その他の政治団体若しくはその支部又は親族に対してする場合及び当該公職の候補者又は公職の候補者とならうとする者（公職にある者を含む。）が専ら政治上の主義又は施策を普及するために行う講習会その他の政治教育のための集会（当該選挙区（選挙区がないときは、選挙の行われる区域）外において行われるもの及び第九十九条の五（後援団体に関する寄附等の禁止）第四項各号の区分による当該選挙ごとに当該各号に定める期間内に行われるものを除く。）に関し必要やむを得ない実費の補償としてする場合、この限りでない。

第九十九条の二第二項を次のように改める。
2 前項の講習会その他の政治教育のための集会には、参加者に対して懇話接待（通常用いられる程度の食事の提供を除く。）が行われるような集会を含むものと解してはならない。

第九十九条の三中「当該選挙に関し」を削り、「但し」を「ただし」に改める。
第九十九条の四中「団体」を「会社その他の法人又は団体」に、「但し」を「ただし」に改める。
第二百一条の十四第一項前段中「且つ」を「かつ」に改め、「各一に限り」の下に「かつ、当該機関新聞紙又は機関雑誌の号外、臨時号、増刊号その他開紙又は発行するものを除き」を加え、同項後段を次のように改める。

この場合において、同条第二項中「通常の方法（選挙運動の期間中及び選挙の当日において、定期購読者以外の者に対して頒布する新聞紙又は雑誌については、有償である場合に限る。）」とあるのは、当該機関新聞紙又は機関雑誌で引き続き発行されている期間が六月に満たないものについては「通常の方法（政談演説会の会場においてする場合に限る。）」と、当該機関新聞紙又は機関雑誌で引き続き発行されている期間が六月以上のものについては「通常の方法（定期購読者以外の者に対して頒布する新聞紙又は雑誌については、政談演説会の会場において頒布する場合を除き、有償である場合に限る。）」と読み替えるものとする。

第十四章の三中第二百一条の十四の次に次の一条を加える。
（新聞による政策広告）
第二百一条の十五 衆議院議員の総選挙及び参議院議員の通常選挙においては、第二百一条の五（総選挙における政治活動の規制）第三項（第二百一条の六（通常選挙における政治活動の規制）第二項において準用する場合を含む。）の確認書の交付を受けた政党その他の政治団体が、選挙運動の期間中、政策の普及宣伝及び演説の告知のため行う広告で、自治大臣の定めるところにより、同一寸法で、いずれか一の新聞において行うものについては、三回（衆議院議員の総選挙にあつては、所属候補者の数が百人を超える場合はその超える数が五十人を増すごとに一回を三回に加えた回数、参議院議員の通常選挙にあつては、所属候補者の数が三十人を超える場合はその超える数が十五人を増すごとに一回を三回に加えた回数）を限り、無料とする。

（総括主宰者、出納責任者等の選挙犯罪による当選の効力に関する訴訟）
第二百十條 第二百五十一條の二（総括主宰者、出納責任者等の選挙犯罪による当選無効）第一

項第一号から第三号までに掲げる者が第二百一十一條(買収及び利害誘導罪)第三項、第二百一十二條(多数買収及び多数利害誘導罪)第三項、第二百一十三條(公職の候補者及び当選人に対する買収及び利害誘導罪)第三項若しくは第二百二十三條の二(新聞紙、雜誌の不法利用罪)第二項の規定により刑に処せられた場合又は出納責任者が第二百四十七條(選挙費用の法定額違反)の規定により刑に処せられた場合において、これらの者に係る当選人が第二百五十四條の二(総括主宰者、出納責任者等の処刑の通知)第一項の規定による通知を受けたときは、当該当選人は、檢察官を被告とし、当該通知を受けた日から三十日以内に、高等裁判所に、これらの者が当該当選人に係る第二百五十一條の二第一項第一号から第三号までに掲げる者又は出納責任者に該当しないことを理由とし、当該当選人が無効とならないことの確認を求める訴訟を提起することができる。

第二百一十一條の見出し中「因る」を「よる」に改め、同条第一項中「当選人を」を「前条に規定する場合を除くほか、当選人を」に改め、同条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とする。

第二百一十七條中「又は第二百五十一條(総括主宰者、出納責任者等の選挙犯罪の場合)」を「第二百五十條(総括主宰者、出納責任者等の選挙犯罪による当選の効力に関する訴訟)又は第二百五十一條(総括主宰者、出納責任者等の選挙犯罪による当選無効の訴訟)」に改める。

第二百一十九條中「本章」を「この章(第二百十條(総括主宰者、出納責任者等の選挙犯罪による当選の効力に関する訴訟を除く。))に改め、同条に次の一項を加える。

2 第二百十條に規定する訴訟については、行政事件訴訟法第四十一條(抗告訴訟に関する規定の準用)の規定にかかわらず、同法第十三條(関連請求に係る訴訟の移送)、第十七條(共同訴訟)及び第十八條(第三者による請求の追加的併合)

の規定は、準用せず、また、同法第十六條(請求の客観的併合)及び第十九條(原告による請求の追加的併合)の規定は、第二百十條の規定により当選の無効を争う数個の請求に関してのみ準用する。

第二百二十條第二項中「第二百五十一條(総括主宰者、出納責任者等の選挙犯罪の場合)」を「第二百五十條(総括主宰者、出納責任者等の選挙犯罪による当選の効力に関する訴訟)又は第二百五十一條(総括主宰者、出納責任者等の選挙犯罪による当選無効の訴訟)」に改める。

第二百二十一條第一項中「左の」を「次の」に、「五十万円」を「二十万円」に改め、同条第二項中「七十五万円」を「三十万円」に改め、同条第三項中「七十五万円」を「三十万円」に、「行なわれる」を行われるに改める。

第二百二十三條第一項中「左の」を「次の」に、「七十五万円」を「三十万円」に改め、同条第二項及び第三項中「十万円」を「三十万円」に改める。

第二百二十五條中「左の」を「次の」に、「七十五万円」を「三十万円」に改める。

第二百二十六條第二項中「七千五百円」を「十万円」に改める。

第二百二十七條中「二万五千円」を「十万円」に改める。

第二百二十八條第一項中「一万五千円」を「十万円」に改め、同条第二項中「五万円」を「二十万円」に改める。

第二百三十條第一項中「左の」を「次の」に、「二千五百円」を「五万円」に改め、同条第二項中「二千五百円」を「五万円」に改める。

第二百三十一條第一項中「二万五千円」を「十万円」に改める。

第二百三十二條中「五万円」を「二十万円」に改める。

第二百三十四條中「一万五千円」を「十万円」に改める。

第二百三十五條第一項中「二万五千円」を「十万円」に改める。

第二百三十七條中「二万五千円」を「十万円」に改める。

第二百三十八條中「二千五百円」を「五万円」に改める。

第二百三十九條中「左の」を「次の」に、「三千円以上五万円以下」を「二十万円以下」に改める。

第二百四十四條中「左の」を「次の」に、「千円以上三万円以下」を「十万円以下」に改める。

第二百四十五條中「二万円」を「十万円」に改める。

第二百四十六條中「左の」を「次の」に、「千円以上五万円以下」を「二十万円以下」に改め、ただし書を削る。

第二百四十七條から第二百四十九條までの規定中「五万円以上五万円以下」を「二十万円以下」に改める。

第二百四十九條の二中「違反して」の下に「当該選挙に関する」を加え、「一万五千円」を「十万円」に改め、同条に次の一項を加える。

2 通常一般の社交の程度を超えて第九十九條の二の規定に違反して寄附をした者は、当該選挙に関する同条の規定に違反したものとみなす。

挙について適用し、施行日の前日までにその選挙の期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

2 この法律による改正後の地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百二十八条及び第四百四十四条の規定は、施行日以後その選挙の期日を告示された選挙において選挙された地方公共団体の議会の議員及び長について適用し、施行日の前日までにその選挙の期日を告示された選挙において選挙された地方公共団体の議会の議員及び長については、なお従前の例による。

第三条 施行日前に掲示された文書図画でこの法律の施行の際現に新法第四十三條第十四項の規定に該当するものがある場合には、当該文書図画は、新法第四十七條に規定する文書図画に該当するものとみなして、同條の規定を適用する。

（罰則に関する経過措置）
 第四条 施行日前にした行為及び附則第二条第一項の規定により従前の例によることとされる事項に係る施行日以後にした行為に対する罰則の

適用については、なお従前の例による。
 （地方自治法の一部改正）
 第五条 地方自治法の一部を次のように改正する。

第二百二十八条及び第四百四十四条中「第二百二十八条第二項を同法第二百二条第二項に」、「第二百三十一條第一項を同法第二百三十一條第一項に」、「若しくは第二百三十一條を」、「第二百三十一條若しくは第二百三十一條に」、「確定するまでを」を確定するまでの間（同法第二百三十一條の規定による訴訟を提起することができる場合において、当該訴訟が提起されなかつたとき、当該訴訟についての訴えを却下し若しくは訴状を却下する裁判が確定したとき、又は当該訴訟が取り下げられたときは、それぞれ同條に規定する出訴期間が経過するまで、当該裁判が確定するまで又は当該取り下げが行われるまでの間）に改める。

（漁業法の一部改正）
 第六条 漁業法の一部を次のように改正する。
 第九十四條第一項の表以外の部分中、「第二十一條第二項」を削り、同項の表第三百三十七條の三の項の次に次のように加える。

第九十四條第一項の表に次のように加える。	第二百十條	第二百五十一條の二第一項第一号から第三号まで	第二百五十一條の二第一項第一号又は第三号
	若しくは第二百二十三條の二第二項	又は第二百二十三條の二第二項	
第九十四條第一項の表に次のように加える。	第二百五十四條の二第一項	若しくは第二百二十三條の二第二項	又は第二百二十三條の二第二項
	とき又は出納責任者が第二百四十七條の規定により刑に処せられたるとき	とき又は出納責任者が第二百四十七條の規定により刑に処せられたるとき	ときは

（国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正）
 第七条 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を次のように改正する。
 第三条中「左の」を「次の」に改め、第十一号を第十三号とし、第十号を第十二号とし、第九号の次に次の二号を加える。

十 選挙運動用自動車使用公営費
 十一 ポスター作成公営費
 第十一條の見出しを（新聞広告公営費等）に改め、同条中「新聞広告の公営」を「衆議院議員及び参議院地方選出議員の選挙の新聞広告、選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営」に改める。

（農業委員会等に関する法律の一部改正）
 第八条 農業委員会等に関する法律の一部を次のように改正する。
 第十一條の表以外の部分中、「第二百八條及び第二百一十一條第二項」を「及び第二百八條」に改め、同條の表第六十一條第二項の次に次のように加える。

第十一條の表第二百五十四條の項の次に次のように加える。	第二百十條	第二百五十一條の二（総括主宰者、出納責任者等の選挙犯罪による当選無効）第一項第一号から第三号まで	第二百五十一條の二（総括主宰者、出納責任者等の選挙犯罪による当選無効）第一項第一号又は第三号
	若しくは第二百二十三條の二（新聞紙、雑誌の不法利用罪）第二項	又は第二百二十三條の二（新聞紙、雑誌の不法利用罪）第二項	
理由	最近における選挙の実情にかんがみ、衆議院議員の総定数及び各選挙区において選挙すべき定数については是正を行うとともに、選挙の腐敗を防止し、及びその公正を確保する等のため、供託金の引上げ、選挙公営の拡充、奇附、文書画の掲示及び機関紙等の頒布の制限の強化並びに連座制の強化その他所要の改正を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。		

政治資金規正法の一部を改正する法律案
政治資金規正法の一部を改正する法律

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。

第二章 政治資金規正法目次中「第二章 政治資金規正法目次中 第三章 政党 協会その他の団体及び公職の候補者以外の者」を「第二章 政治資金規正法目次中 第三章 政党 協会その他の団体及び公職の候補者以外の者」を「第二章 政治資金規正法目次中 第三章 政党 協会その他の団体及び公職の候補者以外の者」を「第二章 政治資金規正法目次中 第三章 政党 協会その他の団体及び公職の候補者以外の者」に改める。

第一章から第五条までを次のように改める。

(目的)

第一条 この法律は、議会制民主政治の下における政党その他の政治団体の機能の重要性にかんがみ、その政治活動が国民の不断の監視と批判の下に行われるようにするため、政党その他の政治団体の届出、政治資金の収支の公開及び授受の規正その他の措置を講ずることにより、政治活動の公明と公正を確保し、もつて民主政治の健全な発達に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 この法律は、政治資金が民主政治の健全な発達を希求して提出される国民の浄財であることにかんがみ、その収支の状況を明らかにすることを旨とし、これに対する判断は国民にゆだね、いやすくも政治資金の提出に関する国民の自発的意思を抑制することのないように、適切に運用されなければならない。

2 政党その他の政治団体は、その責任を自覚し、その政治資金の収受に当たっては、いやすくも国民の疑惑を招くことのないように、この法律に基づいて公明正大に行わなければならない。

(定義等)

第三条 この法律において「政治団体」とは、次に掲げる団体をいう。

一 政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対することを本来の目的とする団体

二 特定の公職の候補者(公職選挙法(昭和二十五年法律第九号)第八十六条の規定により候補者として届出をし、又は推薦届出をされた者)をい、当該候補者とならうとする者及び同法第三条に規定する公職にある者を含む(以下同じ)を推薦し、支持し、又はこれに反対することを本来の目的とする団体

三 前二号に掲げるもののほか、次に掲げる活動をする主たる活動として組織的かつ継続的に行う団体

イ 政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対すること

ロ 特定の公職の候補者を推薦し、支持し、又はこれに反対すること

2 この法律において「政党」とは、政治団体のうち次の各号の一に該当するものをいう。

一 直近において行われた衆議院議員の総選挙において、公職選挙法第二百一条の五第三項の規定による自治大臣の確認書の交付を受けたもの

二 直近において行われた参議院議員の通常選挙において、公職選挙法第二百一条の六第二項において準用する同法第二百一条の五第三項の規定による自治大臣の確認書の交付を受けたもの

三 前二号の規定に該当する政治団体に所属していない衆議院議員又は参議院議員が五人以上所属しているもの

3 前項第三号の規定は、他の政党に所属している衆議院議員又は参議院議員が所属している政治団体については、適用しない。

第四条 この法律において「収入」とは、金銭、物品その他の財産上の利益の収受をいう。

2 この法律において「党費又は会費」とは、いかなる名称をもつてするを問わず、政治団体の党則、規約その他これらに相当するものに基づく金銭上の債務の履行として当該政治団体の構成員が負担するものをいう。

3 この法律において「寄附」とは、金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付で、党費又は会費その他の債務の履行としてされるもの以外のものをいう。

4 この法律において「政治活動に関する寄附」とは、政治団体に対してされる寄附又は公職の候補者の政治活動(選挙運動を含む)に関してされる寄附をいう。

5 この法律において「支出」とは、金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付をいう。

第五条 この法律の規定を適用するについては、次に掲げる団体は、政治団体とみなす。

一 政治上の主義又は施策を研究する目的を有する団体で、衆議院議員若しくは参議院議員が主宰するもの又はその主要な構成員が衆議院議員若しくは参議院議員であるもの

二 政治資金団体(政党のために資金上の援助をする目的を有する団体で、第六条の二第二項前段の規定による届出がされているものをいう。以下同じ)。

2 この法律の規定を適用するについては、法人その他の団体が負担する党費又は会費は、寄附とみなす。

「第二章 政党、協会その他の団体」を「第二章 政治団体の届出等」に改める。

第六条を次のように改める。

(政治団体の届出等)

第六條 政治団体は、その組織の日又は第三条第一項各号若しくは前条第一項各号の団体となつた日(同項第二号の団体にあつては、次条第二項前段の規定による届出がされた日)から七日以内に、郵便によることなく文書で、その旨、当該政治団体の目的、名称、主たる事務所の所在地及び主としてその活動を行う区域、当該政治団体の代表者、会計責任者及び会計責任者に事故があり又は会計責任者が欠けた場合にその職務を行うべき者それぞれ一人の氏名、住所、生年月日及び選任年月日、当該政治団体が政党

又は政治資金団体であるときはその旨その他政令で定める事項を、次の各号の区分に応じ当該各号に掲げる都道府県の選挙管理委員会又は自治大臣に届け出なければならない。

一 都道府県の区域において主としてその活動を行う政治団体(政党及び政治資金団体を除く。次号において同じ)。主たる事務所の所在地の都道府県の選挙管理委員会

二 二以上の都道府県の区域にわたり、又は主たる事務所の所在地の都道府県の区域外の地域において、主としてその活動を行う政治団体。主たる事務所の所在地の都道府県の選挙管理委員会を経て自治大臣

三 政党及び政治資金団体。主たる事務所の所在地の都道府県の選挙管理委員会を経て自治大臣

2 政治団体は、前項の規定による届出をする場合には、綱領、党則、規約その他の政令で定める文書(第七条において「綱領等」という。)を提出しなければならない。

3 第一項の文書の様式は、自治省令で定める。

4 第一項及び第二項の規定は、政党以外の政治団体が第三条第二項の規定に該当することにより政党となつた場合について準用する。

第六条の次に次の一条を加える。

第六條の二 政党は、それぞれ一の団体を当該政党の政治資金団体になるべき団体として指定することができる。

2 政党は、前項の指定をしたときは、直ちにその旨を自治大臣に届け出なければならない。その指定を取り消したときも、同様とする。

第七條中「政党、協会その他の団体は、前条を「政治団体は、第六條第一項(同条第四項において準用する場合を含む。次条及び第七條の三において同じ)」に改め、「あつたときは」の下に「第六條第四項に規定する場合に該当する場合を除き」を加え、「前条の例」を「その異動に係る事項を同条第一項の規定の例」に改め、同条に後段として

次のように加える。

同条第二項(同条第四項において準用する場合を含む。)の規定により政治団体が提出した綱領等の内容に異動があつたときも、同様とする。

第七条の次に次の二条を加える。

(政治団体の名称等の公表)

第七条の二 第六条第一項の規定による届出があつたときは、当該届出を受けた都道府県の選挙管理委員会又は自治大臣は、その届出に係る政治団体の名称、その代表者及び会計責任者の氏名、当該政治団体の主たる事務所の所在地並びに当該政治団体が政党又は政治資金団体であるときはその旨を、遅滞なく、告示しなければならない。これらの事項につき前条前段の規定による届出があつたときも、同様とする。

2 都道府県の選挙管理委員会は、前項の規定による告示をしたときは、直ちに当該告示の写しを自治大臣に送付しなければならない。

3 政党が第三條第二項の規定に該当しなくなつたことにより政党でなくなつたとき又は政治資金団体につき第六條の二第二項後段の規定による届出があつたときは、自治大臣は、遅滞なく、その旨を告示しなければならない。

(届出台帳の調製等)

第七條の三 第六條第一項の規定による届出を受けた都道府県の選挙管理委員会又は自治大臣は、その届出に係る政治団体の台帳を調製し、これを保管しなければならない。

2 前項の台帳の記載事項その他その調製及び保管に関し必要な事項は、自治省令で定める。

第八條に見出しとして(届出前の寄附又は支出の禁止)を付し、同条中「政党、協会その他の団体」を「政治団体」に、「第六條又は前條」を「第六條第一項」に、「なされた」を「された」に改め、「公職の候補者の推薦、支持又は反対その他の」を削り、「政治活動」の下に「(選挙運動を含む。)」を加え、「以て」を「もつて」に改め、ただし書を削る。

第九条を次のように改める。

(会計帳簿の備付け及び記載)

第九條 政治団体の会計責任者は、会計帳簿を備え、これに当該政治団体のすべての収入及び支出(当該政治団体のためにその代表者又は会計責任者を通じてされた支出を含む。以下この条、第十二條及び第十七條において同じ。)並びに当該収入及び支出に係る次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 収入については、次に掲げる事項

イ 個人が負担する党費又は会費については、その件数、金額及び納入年月日

ロ 寄附については、その寄附をした者の氏名、住所及び職業(団体にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下第十二條までにおいて同じ。)並びに当該寄附の金額(金銭以外の財産上の利益については、時価に見積もつた金額。以下第十二條までにおいて同じ。)及び年月日

ハ 寄附のうち次条第二項のあつせんをされたものについては、そのあつせんをした者の氏名、住所及び職業並びに当該あつせんに係る寄附の金額、これを集めた期間及びこれが当該政治団体に提供された年月日

ニ 機関紙誌の発行その他の事業による収入については、その事業の種類並びに当該種類ごとの金額及び収入年月日

ホ 借入金については、その借入先、当該借入先ごとの金額及び借入年月日

ヘ その他の収入については、その基因となつた事実並びにその金額及び年月日

二 支出については、支出を受けた者の氏名、住所及び職業並びにその支出の目的、金額及び年月日

2 前項の会計帳簿の種類、様式及び記載要領は、自治省令で定める。

第十條に見出しとして(会計責任者に対する明

細書の提出)を付し、同条中「何人も、」を削り、「政党、協会その他の団体」を「政治団体」に、「主幹者若しくは」を「又は」に改め、「寄附を受け、又は」を削り、「寄附を受け又は支出」を「その支出」に、「寄附をし、又は支出」を「当該支出」に、「寄附又は支出の金額、年月日及び支出の目的」を「当該支出の目的、金額及び年月日」に、「但し」を「ただし」に改め、同条に次の一項を加える。

2 政治団体のために寄附のあつせん(特定の政治団体又は公職の候補者のために政治活動に関する寄附を集めて、これを当該政治団体又は公職の候補者に提供することをいう。以下同じ。)をした者は、そのあつせんを終えた日から七日以内に、当該寄附をした者及びあつせんをした者の氏名、住所及び職業、当該寄附の金額及び年月日並びに当該あつせんに係る金額及びこれを集めた期間を記載した明細書を会計責任者に提出しなければならない。

第十一條に見出しとして(会計責任者等が支出する場合の手續)を付し、同条第一項中「政党、協会その他の団体」を「政治団体」に改め、「主幹者」を削り、「千円」を「一万円」に、「支出の金額、年月日及び目的」を「当該支出の目的、金額及び年月日」に改め、「書面」の下に「(以下「領収書等」という。)」を加え、「但し」を「ただし」に改め、同条第二項中「政党、協会その他の団体」を「政治団体」に改め、「主幹者」を削り、「千円」を「一万円」に、「前項の書面」を「領収書等」に改め、同項に項番号を付する。

第十二條から第十四條までを次のように改める。

(報告書の提出)

第十二條 政治団体の会計責任者は、毎年十二月三十一日現在で、当該政治団体のその年におけるすべての収入及び支出について、その総額及び自治省令で定める項目別の金額並びに次に掲げる事項(これらの事項がないときは、その旨)を記載した報告書を、その日の翌日から三月以

内(その間に衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙の公示の日から選挙の期日までの期間がかかる場合には、四月以内)に、第六條第一項各号の区分に応じ当該各号に掲げる都道府県の選挙管理委員会又は自治大臣に提出しなければならない。

一 収入については、次に掲げる事項

イ 個人が負担する党費又は会費については、その金額及びこれを納入した者の数

ロ 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、政党又は政治資金団体に対するものにあつては年間一万円、その他の政治団体に対するものにあつては年間一百万円を超えるものについては、その寄附をした者の氏名、住所及び職業並びに当該寄附の金額及び年月日

ハ 同一の者によつてあつせんをされた寄附で、その金額の合計額が、政党又は政治資金団体に対するものにあつては年間一百万円、その他の政治団体に対するものにあつては年間一百万円を超えるものについては、そのあつせんをした者の氏名、住所及び職業並びに当該あつせんに係る寄附の金額、これを集めた期間及びこれが当該政治団体に提供された年月日

ニ 機関紙誌の発行その他の事業による収入については、その事業の種類及び当該種類ごとの金額

ホ 借入金については、借入先及び当該借入先ごとの金額

ヘ その他の収入(寄附並びにイ、ニ及びホの収入以外の収入で一件当たりの金額(数回にわたつてされたときは、その合計金額)が十万円以上のものに限り。))については、その基因となつた事実並びにその金額及び年月日

二 支出については、人件費、光熱水費その他の自治省令で定める経費以外の経費の支出

九

(一件当たりの金額(数回にわたつてされたときは、その合計金額)が一万元以上のものに限る。)について、その支出を受けた者の氏名住所及び職業並びに当該支出の目的、金額及び年月日

2 政治団体の会計責任者は、前項の報告書を出したときは、同項第二号の支出について、自治省令で定めるところにより、領収書等の写し(領収書等を徴し難い事情があつたときは、その旨並びに当該支出の目的、金額及び年月日を記載した書面)を併せて提出しなければならぬ。

3 第一項の報告書の様式及び記載要領は、自治省令で定める。
第十三条 前条第一項の規定は、政治団体の会計責任者が同項の規定により報告すべき寄附以外の寄附について、同項の規定による報告書に同項の規定により報告すべき寄附に準じて記載することを妨げるものではない。

(監査意見書の添付)
第十四条 政党又は政治資金団体の会計責任者は、第十二条第一項の規定による報告書を出したときは、あらかじめ、当該政党又は政治資金団体の党則、規約その他これらに相当するものに基づいて設けられた会計監査を行うべき者に対し、当該報告書に係る会計帳簿、明細書(第十条に規定する明細書をいう。以下同じ)及び領収書等についての監査意見を求め、当該監査意見を記載した書面を当該報告書に添付するものとする。

2 前項の書面の様式は、自治省令で定める。
第十五条に見出しとして(会計責任者の事務の引継ぎ)を付し、同条第一項中「政党、協会その他の団体」を「政治団体」に改め、同条第二項中「引継ぎ」を「引継ぎ」に改め、「第六条第二項の規定により」を削り、同項に項番号を付し、同条第三項中「引継ぎ」を「引継ぎ」に改め、「第十二条及び第十三条の例により」を削り、「引継ぎ」を「引継ぎ」

の二に改め、同項に項番号を付する。

第十六条に見出しとして(会計帳簿等の保存)を付し、同条中「政党、協会その他の団体」を「政治団体」に、「第十一条第一項の領収書その他の支出を証すべき書面」を「領収書等」に、「第十二条又は第十三条の規定による報告書提出の日から三年間」を「第二十条第一項の規定によりこれらに係る報告書の要旨が公表された日から三年を経過する日まで」に改める。

第十七条に見出しとして(解散の届出等)を付し、同条第一項中「政党が解散したとき、又は政党、協会その他の団体が第三条に規定する目的を有しなくなつたとき」を「政治団体が解散し、又は目的の変更その他により政治団体でなくなつたとき」に改め、「又は主幹者」を削り、「十五日」を「三十日」に、「第十二条の例により解散の日又は第三条に規定する目的を有しなくなつた日の現在」を「第十二条第一項の規定の例により、その日現在」に、「寄附及びその他の収入並びに」を「収入及び」に改め、「それぞれ当該選挙管理委員会又は自治大臣」に削り、同条第二項を次のように改める。
2 政治団体が第十二条第一項の規定による報告書を出したときは、提出期限までに提出しない場合において、当該政治団体が当該提出期限までに当該提出期限の属する年の前年において同項の規定により提出すべき報告書をも提出していないものは、当該政治団体は、当該提出期限を経過した日以後は、第六条第一項の規定による届出をしていないものとみなす。

3 政治団体が第一項の規定により報告書を出したときは、又は前項の規定に該当することとなつたときは、第六条第一項各号の区分に従い、当該都道府県の選挙管理委員会又は自治大臣は、遅滞なく、その旨を告示しなければならぬ。
4 第十二条第二項及び第三項、第十三条並びに

第十四条の規定は第一項の報告書について、第七條の二第二項の規定は前項の規定により都道府県の選挙管理委員会が告示をしたときについて、それぞれ準用する。
第十八条を次のように改める。
(政治団体の支部)

第十八条 政治団体(政治資金団体を除く。)が支部を有する場合には、当該政治団体の本部及び支部は、それぞれ一の政治団体とみなしてこの章の規定(これに係る罰則を含む。)を適用する。この場合において、第六條第四項、第六條の二、第七條の二第三項及び第十四條(前條第四項において準用する場合を含む。)の規定は、当該政治団体の支部については適用がないものとし、その他のこの章の規定の当該政治団体の本部及び支部についての適用に關し必要な技術的調整をその他必要な事項は、政令で定める。
第三章 削除
第十九条 削除
第二十条に見出しとして(収支報告書の要旨の公表)を付し、同条第一項中「第十二条乃至第十四條、第十七條若しくはこれらを準用する第十八條又は前條」を「第十二條第一項又は第十七條第一項」に、「中央選挙管理委員会」を「又は都道府県の」に改め、同条第二項中「及び中央選挙管理委員会」及び「市町村の選挙管理委員会にあつてはその予め告示を以て定めたとおりの周知させ易い方法に

一 個人とする寄附
二 会社のする寄附

よつて」を削り、同項に項番号を付し、同条に次の一項を加える。
3 都道府県の選挙管理委員会は、第一項の規定により同項の報告書の要旨を公表したときは、直ちにその写しを自治大臣に送付しなければならない。

第二十一条に見出しとして(収支報告書等の保存及び閲覧)を付し、同条第一項中「第十二条乃至第十四條、第十七條若しくはこれらを準用する第十八條又は第十九條の規定による報告書は、これを」を「前条第一項に規定する報告書及び第十四條第一項(第十七條第四項において準用する場合を含む。)の規定による書面は、これらを」に、「中央選挙管理委員会又は選挙管理委員会において、受理した日から三年間これを」を「又は都道府県の選挙管理委員会において、前条第一項の規定により報告書の要旨を公表した日から三年間これを」に改め、同条第二項中「前項の期間内において」を「前条第一項の規定により報告書の要旨が公表された日から三年間」に改め、「又は中央選挙管理委員会」及び「又は市町村」を削り、「それぞれの」を「当該」に、「報告書」を「当該報告書又は書面」に改め、同項に項番号を付する。
第二十二條を次のように改める。
(寄附の量的制限)
第二十二條 政治活動に關する寄附は、各年中において、次の各号の区分に應じ、当該各号に掲げる額を超えることができない。

二十万円
次の表の上欄に掲げる会社の資本又は出資の金額の区分に應じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額

次の表の上欄に掲げる労働組合の組合員又は

五十億円以上	三千万円
十億円以上	千五百万円
五十億円未満	七百五十万円
十億円未満	七百五十万円

第七十四号) 第二条に規定する労働組合をいう。以下この条において同じ。又は職員団体(国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号) 第八八条の二又は地方公務員法(昭和二十五年法律第百六十一号) 第五十二条に規定する職員団体をいう。以下この条において同じ。)のする寄附

四 前二号の団体以外の団体のする寄附

職員団体の構成員(次項において「組合員等」という。)の数の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額

十万人以上	三千万円
十万人未満	千五百万円
五万人未満	七百五十万円

次の表の上欄に掲げる団体の前年における年間の経費の額の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額

六千万円以上	三千万円
六千万円未満	千五百万円
二千万円未満	七百五十万円

2 資本若しくは出資の金額が百億円以上の会社、組合員等の数が十五万人以上の労働組合若しくは職員団体又は前年における年間の経費の額が八千万円以上の前項第四号の団体については、同項第二号から第四号までに掲げる額は、三千万円に、それぞれ資本若しくは出資の金額が五十億円を超える金額五十億円ごと、組合員等の数が十万人を超える数五万人ごと、又は前年における年間の経費の額が六千万円を超える金額二十万円ごとに五百万円(その合計額が三千万円に達した後にいては、三百万円)を加算した金額(その加算する金額の合計額が七千万円を超える場合には、七千万円を加算した金額)として、同項の規定を適用する。

3 前二項の規定は、政治団体がする寄附及び個人が遺贈によつてする寄附については、適用しない。

4 何人も、第一項及び第二項の規定に違反してされる寄附であることを知りながら、これを受けてはならない。

5 第一項第二号に規定する資本又は出資の金額、同項第三号に規定する組合員等の数及び同

項第四号に規定する年間の経費の額の計算その他同項の規定の適用について必要な事項は、政令で定める。

第五十章第二十二條の次に次の六條を加える。

第二十二條の二 何人も、各年中において、政党及び政治資金団体以外の同一の者に対しては、百五十万円を超えて政治活動に関する寄附をしてはならない。

2 前項の規定は、政治団体がする寄附及び個人が遺贈によつてする寄附については、適用しない。

3 何人も、第一項の規定に違反してされる寄附を受けてはならない。

(寄附の質的制限)

第二十二條の三 国から補助金、負担金、利子補給金その他の給付金(試験研究、調査又は災害復旧に係るものその他性質上利益を伴わないものを除く。第四項において同じ。)の交付の決定(利子補給金に係る契約の承諾の決定を含む。第四項において同じ。)を受けた会社その他の法人は、当該給付金の交付の決定の通知を受けた日から同日後一年を経過する日(当該給付金の

交付の決定の全部の取消しがあつたときは、当該取消しの通知を受けた日)までの間、政治活動に関する寄附をしてはならない。

2 国から資本金、基本金その他これらに準ずるものの全部又は一部の出資又は拠出を受けている会社その他の法人は、政治活動に関する寄附をしてはならない。

3 前二項の規定は、これらの規定に該当する会社その他の法人が、地方公共団体の議会の議員若しくは長に係る公職の候補者又はこれらの者に係る第三條第一項第二号若しくは第三号の口の規定に該当する政治団体に対してする政治活動に関する寄附については、適用しない。

4 第一項及び第二項の規定は、次の各号に掲げる会社その他の法人が、当該各号の地方公共団体の議会の議員若しくは長に係る公職の候補者又はこれらの者を推薦し、支持し、若しくはこれに反対する政治団体に対してする政治活動に関する寄附については、適用する。

一 地方公共団体から補助金、負担金、利子補給金その他の給付金の交付の決定を受けた会社その他の法人

二 地方公共団体から資本金、基本金その他これらに準ずるものの全部又は一部の出資又は拠出を受けている会社その他の法人

5 何人も、第一項又は第二項(これらの規定を前項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける者であることを知りながら、その者に対して、政治活動に関する寄附をすることを勧誘し、又は要求してはならない。

6 何人も、第一項又は第二項(これらの規定を第四項において準用する場合を含む。)の規定に違反してされる寄附であることを知りながら、これを受けてはならない。

第二十二條の四 三事業年度以上にわたり継続して政令で定める欠損を生じている会社は、当該欠損がうめられるまでの間、政治活動に関する寄附をしてはならない。

2 何人も、前項の規定に違反してされる寄附であることを知りながら、これを受けてはならない。

第二十二條の五 何人も、外国人、外国法人又はその主たる構成員が外国人若しくは外国法人である団体その他の組織から、政治活動に関する寄附を受けてはならない。

第二十二條の六 何人も、本人の名義以外の名義又は匿名で、政治活動に関する寄附をしてはならない。

2 何人も、前項の規定に違反してされる寄附を受けてはならない。

3 第一項の寄附に係る金銭又は物品の提供があつたときは、当該金銭又は物品の所有権は、国庫に帰属するものとし、その保管者は、政令で定めるところにより、速やかにこれを国庫に納付する手続をとらなければならない。

(寄附のあつせんに関する制限)

第二十二條の七 何人も、政治活動に関する寄附のあつせんをする場合において、相手方に対し業務、雇用その他の関係又は組織の影響力を利用して威迫する等不当にその意思を拘束するような方法で、当該あつせんに係る行為をしてはならない。

2 政治活動に関する寄附のあつせんをする者は、いかなる方法をもつてするを問わず、寄附をしようとする者の意思に反して、その者の賃金、工賃、下請代金その他性質上これらに類するものからの控除による方法で、当該寄附を集めてはならない。

第二十三條中「政党、協会その他の団体又はその支部」を「政治団体」に改め、「又はこれを準用する第十八條」を削り、「者は、これを」を「者は、に、五千円以上十千万円以下」を「三十万円以下」に改める。

第二十四條中「左の各号に掲げる行為をした者は、これを」を「次の各号の一に該当する者(会社、政治団体その他の団体(以下この章において「団

交付の決定の全部の取消しがあつたときは、当該取消しの通知を受けた日)までの間、政治活動に関する寄附をしてはならない。

2 国から資本金、基本金その他これらに準ずるものの全部又は一部の出資又は拠出を受けている会社その他の法人は、政治活動に関する寄附をしてはならない。

3 前二項の規定は、これらの規定に該当する会社その他の法人が、地方公共団体の議会の議員若しくは長に係る公職の候補者又はこれらの者に係る第三條第一項第二号若しくは第三号の口の規定に該当する政治団体に対してする政治活動に関する寄附については、適用しない。

4 第一項及び第二項の規定は、次の各号に掲げる会社その他の法人が、当該各号の地方公共団体の議会の議員若しくは長に係る公職の候補者又はこれらの者を推薦し、支持し、若しくはこれに反対する政治団体に対してする政治活動に関する寄附については、適用する。

一 地方公共団体から補助金、負担金、利子補給金その他の給付金の交付の決定を受けた会社その他の法人

二 地方公共団体から資本金、基本金その他これらに準ずるものの全部又は一部の出資又は拠出を受けている会社その他の法人

5 何人も、第一項又は第二項(これらの規定を前項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける者であることを知りながら、その者に対して、政治活動に関する寄附をすることを勧誘し、又は要求してはならない。

6 何人も、第一項又は第二項(これらの規定を第四項において準用する場合を含む。)の規定に違反してされる寄附であることを知りながら、これを受けてはならない。

第二十二條の四 三事業年度以上にわたり継続して政令で定める欠損を生じている会社は、当該欠損がうめられるまでの間、政治活動に関する寄附をしてはならない。

交付の決定の全部の取消しがあつたときは、当該取消しの通知を受けた日)までの間、政治活動に関する寄附をしてはならない。

2 国から資本金、基本金その他これらに準ずるものの全部又は一部の出資又は拠出を受けている会社その他の法人は、政治活動に関する寄附をしてはならない。

3 前二項の規定は、これらの規定に該当する会社その他の法人が、地方公共団体の議会の議員若しくは長に係る公職の候補者又はこれらの者に係る第三條第一項第二号若しくは第三号の口の規定に該当する政治団体に対してする政治活動に関する寄附については、適用しない。

4 第一項及び第二項の規定は、次の各号に掲げる会社その他の法人が、当該各号の地方公共団体の議会の議員若しくは長に係る公職の候補者又はこれらの者を推薦し、支持し、若しくはこれに反対する政治団体に対してする政治活動に関する寄附については、適用する。

一 地方公共団体から補助金、負担金、利子補給金その他の給付金の交付の決定を受けた会社その他の法人

二 地方公共団体から資本金、基本金その他これらに準ずるものの全部又は一部の出資又は拠出を受けている会社その他の法人

5 何人も、第一項又は第二項(これらの規定を前項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける者であることを知りながら、その者に対して、政治活動に関する寄附をすることを勧誘し、又は要求してはならない。

6 何人も、第一項又は第二項(これらの規定を第四項において準用する場合を含む。)の規定に違反してされる寄附であることを知りながら、これを受けてはならない。

第二十二條の四 三事業年度以上にわたり継続して政令で定める欠損を生じている会社は、当該欠損がうめられるまでの間、政治活動に関する寄附をしてはならない。

体」という。にあつては、その役員又は構成員として当該違反行為をした者は、「禁錮又は千円以上五万円以下」を「禁錮又は二十万円以下」に改め、ただし書を削り、同条第一号中「又はこれを準用する第十八条」を削り、「会計帳簿に」を「これに記載すべき事項の」に、「とき」を「者」に改め、同条第二号中「又はこれを準用する第十八条」を削り、「これ」の下に「記載すべき事項の記載をせず、若しくはこれを削り、」を「者」に改め、同条第三号から第五号までの規定中「又はこれを準用する第十八条」を削り、「第十一条第一項の領収書その他の支出を証すべき書面」を「領収書等」に、「とき」を「者」に改め、同条第六号中「引継をしないとき」を「引継をしない者」に改め、同条第七号を次のように改め、同条第八号を削る。

七 第三十一条の規定により求められた説明を拒み、若しくは虚偽の説明をし、又は同条の規定による命令に違反して同条の報告書等の訂正を拒み、若しくはこれらに虚偽の訂正をした者

第二十五条第一項中「第十二条乃至第十四条、第十七条又はこれらを準用する第十八条」を「第十二条又は第十七条」に、「添附すべき」を併せて提出すべきに改め、「これらに」の下に「記載すべき事項の記載をせず、若しくはこれらに」を加え、「これを五年以下の禁錮又は五十万円以上十万円以下」を「五年以下の禁錮又は三十万円以下」に改め、同条第二項中「場合」の下に「(第十七条の規定に係る違反の場合を除く。）」を加え、「政党、協会その他の団体又はその支部」を「政治団体」に改め、「若しくは主幹者を削り、」これを千円以上五万円以下」を「二十万円以下」に改め、「ことができない」を削り、同項に項番号を付する。

第二十六条を次のように改める。
第二十六条 次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。
一 第二十二條第一項及び第二項又は第二十二

条の二第一項の規定に違反して寄附をした者(団体にあつては、その役員又は構成員として当該違反行為をした者)

二 第二十二條第四項、第二十二條の二第三項又は第二十二條の四第二項の規定に違反して寄附を受けた者(団体にあつては、その役員又は構成員として当該違反行為をした者)

三 第二十二條の四第一項の規定に違反して寄附をした会社の役員として当該違反行為をした者

第二十六條の次に次の三條を加える。
第二十六條の二 次の各号の一に該当する者は、三年以下の禁錮又は二十万円以下の罰金に処する。

一 第二十二條の三第一項又は第二項(これらの規定を同条第四項において準用する場合を含む。)

二 第二十二條の三第五項の規定に違反して寄附をすることを勧誘し、又は要求した者(団体にあつては、その役員又は構成員として当該違反行為をした者)

三 第二十二條の三第六項、第二十二條の五又は第二十二條の六第二項の規定に違反して寄附を受けた者(団体にあつては、その役員又は構成員として当該違反行為をした者)

四 第二十二條の六第一項の規定に違反して寄附をした者(団体にあつては、その役員又は構成員として当該違反行為をした者)

第二十六條の三 第二十二條の七第一項の規定に違反して寄附のあつせんに係る行為をした者(団体にあつては、その役員又は構成員として当該違反行為をした者)は、六月以下の禁錮又は十万円以下の罰金に処する。

第二十六條の四 第二十二條の七第二項の規定に違反して寄附を集めた者(団体にあつては、その役員又は構成員として当該違反行為をした

者)は、五万円以下の罰金に処する。

第二十七條第一項中「因り、禁錮」を「より、禁錮」に改め、同条第二項中「因り」を「より」に、「但し」を「ただし」に改め、同項に項番号を付する。

第二十九條に見出しとして「報告書の真実性の確保のための措置」を付し、同条中「政党、協会その他の団体若しくはその支部の会計責任者又はその他の者が、第十二条乃至第十四条、第十七条若しくはこれらを準用する第十八条又は第十九条の規定により提出する報告書には、」を「第十二条第一項又は第十七条第一項の規定による報告書を提出する者は、これらに」に、「なされて」を「されて」に改める。

第三十條に見出しとして「政治資金の規正に関する事務の監督」を付し、同条中「自治大臣(参議院全国選出議員の選挙に関しては中央選挙管理会)は、」を「自治大臣は、」に改め、「都道府県の選挙管理委員会は市町村の選挙管理委員会を、それぞれ及び後段を削る。

第三十一條を次のように改める。
(監督上の措置)

第三十一條 自治大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、この法律の規定により提出された届出書類、報告書若しくはこれに添付し、若しくは併せて提出すべき書面(以下この条において「報告書等」という。)に形式上の不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であると認めるときは、当該報告書等を提出した者に対して、説明を求め、又は理由を示して当該報告書等の訂正を命ずることが出来る。

第三十二條を削り、第三十三條に見出しとして「政治資金の規正に関する事務に係る国庫の負担」を付し、同条中「左の」を「次の」に改め、同条を第三十二條とし、本則に次の二條を加える。
(課税の特例)

第三十二條の二 個人が政治活動に関する寄附をした場合において、当該寄附についてこの法律又は公職選挙法の規定による報告がされたとき

は、租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)で定めるところにより、当該個人に対する所得税の課税について特別の措置を講ずる。(政令への委任)

第三十三條 この法律の実施のための手続その他その施行に關し必要な事項は、政令で定める。

附則

(施行期日)
第一条 この法律は、昭和五十一年一月一日から施行する。

(政治団体の届出に関する経過措置)
第二条 改正前の政治資金規正法(以下「旧法」という。)第六條第一項(旧法第十八條において準用する場合を含む。)

の規定による届出をした政党、協会その他の団体で改正後の政治資金規正法(以下「新法」という。)第三條第一項の政治団体(新法第五條第一項の規定により当該政治団体とみなされる団体を含む。次項において同じ。)に該当するものは、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)から二月以内に、新法第六條の規定による届出をしなければならぬ。

2 この法律の施行の際に存する団体で前項の団体以外のものうち新法第三條第一項の政治団体に該当するものは、施行日から七日以内、新法第六條の規定による届出をしなければならない。

3 前二項の期間内にこれらの規定による届出があつたときは、当該届出に係る団体は、当該届出がされるまでの間は、新法第六條の規定による届出をしていない政治団体とみなす。

(報告書の提出等に関する経過措置)
第三条 次に掲げる報告書の提出については、なお従前の例による。

一 施行日前の期間に係る旧法第十二條第一項(旧法第十八條において準用する場合を含む。)

の規定による報告書
二 施行日前行われた選挙に關してされた寄

附及びその他の収入並びに支出に関する旧法第十三条第一項(旧法第十八条において準用する場合を含む。)の規定による報告書並びに当該支出に関する旧法第十九条の規定による報告書

三 施行日前に旧法第十七条第一項(旧法第十八条において準用する場合を含む。)の規定する事由が生じた場合における同項の規定による報告書

2 施行日前に提出された旧法第二十条第一項に規定する報告書又は前項の規定によりその提出につき従前の例によることとされる報告書の要旨の公表については、同条の規定の例による。(会計帳簿等の保存及び報告書の閲覧に関する経過措置)

第四条 旧法第十六条(旧法第十八条において準用する場合を含む。)に規定する会計帳簿、明細書及び支出を証すべき書面(前条第一項の規定によりその提出につき従前の例によることとされる同項第一号及び第二号に掲げる報告書(旧法第十九条の規定によるものを除く。)に係るものを含む。)の保存については、なお従前の例による。

2 前条第二項に規定する報告書の保存及び閲覧については、旧法第二十一条の規定の例による。

(寄附の量的制限に関する暫定措置)
第五条 当分の間、新法第二十二條の規定の適用については、同条第一項中「政治活動に関する寄附」とあるのは、「政党及び政治資金団体に対してされる寄附並びに公職の候補者の政治活動(選挙運動を含む。)に関してされる寄附」とし、政党及び政治資金団体以外の政治団体に対してされる政治活動に関する寄附については、同条の規定を準用する。

2 前項の場合において、その準用する新法第二十二條第一項及び第二項の規定による政治活動に関する寄附の限度額は、同条第一項及び第二

項の規定による当該限度額の二分の一に相当する額とし、新法第二十六条中「第二十二條第一項及び第二項」とあり、又は「第二十二條第四項」とあるのは、これらの規定を前項において準用する場合を含むものとする。

(寄附の質的制限に関する経過措置)
第六条 新法第二十二條の三の規定は、施行日前に行われた同条第一項(同条第四項において準用する場合を含む。)に規定する給付金の交付の決定に関して、適用しない。

(政令への委任)
第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に必要なる経過措置は、政令で定める。

(検討)
第八条 この法律の施行後五年を経過した場合においては、新法の施行状況を勘案し、政治資金の個人による拠出を一層強化するための方途及び会社、労働組合その他の団体が拠出する政治資金のあり方について、更に検討を加えるものとする。

(地方自治法の一部改正)
第九条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。
第百八十二条第五項及び第六項中「団体」を「政治団体」に改める。

(公職選挙法の一部改正)
第十条 公職選挙法の一部を次のように改正する。
目次中「第二百一条(匿名の寄附等の禁止及び国庫帰属)」を「第二百一条 削除」に、第十四章の三「政党その他の政治団体の選挙における政治活動」を「第十四章の三 政党その他の政治団体等々の選挙における政治活動」に、「第二百五十二条の三(政党その他の政治団体の政治活動の規制違反)」を「第二百五十二条の三(政党その他の政治活動を行う団体の政治活動の規制違反)」に改める。

第五條の二第三項及び第五項中「団体」を「政治団体」に改める。
第百四十三條第十四項第四号及び第百九十七條第六号中「政治団体の選挙」を「政治団体等々の選挙」に改める。
第百九十九條第二項及び第三項を削り、同条第四項中「交付の決定を受けた」を「交付の決定(利子補給金に係る契約の承諾の決定を含む。以下この条において同じ。)を受けた」に改め、同項を同条第二項とする。
第百九十九條の五第一項本文中「政治団体又は」を「団体又は」に改める。
第二百一十條第二項中「並びに外国人、外国法人及び外国の団体」を削る。
第二百一十條を次のように改める。

第二百一十條 削除

第十四章の三の章名中「政治団体」を「政治団体等」に改める。

第二百一十條の五第一項本文中「政治団体は」を「政治活動を行う団体は」に、「政治団体のシンボル・マーク」を「政治活動を行う団体のシンボル・マーク」に改める。

第二百一十條の六第一項本文、第二百一十條の八第一項本文、第二百一十條の九第一項本文及び第二百一十條の十三第一項本文中「政治団体は」を「政治活動を行う団体は」に改める。

第二百四十八條第一項後段を削る。
第二百四十九條中「若しくは第二百一十條第二項(匿名の寄附等の受領の禁止)を削り、「者」の下に(会社その他の法人又は団体にあつては、その役員又は構成員として当該違反行為をした者)を加える。

第二百五十一條及び第二百五十二條第一項中「政治団体」を「政治活動を行う団体」に改める。
第二百五十二條の三の見出し中「政治団体」を「政治活動を行う団体」に改め、同条第一項中「政治団体が」を「政治活動を行う団体」に、「政治団体の役員」を「政治活動を行う団体の

役員」に改める。
第二百五十三條の二第一項及び第二百五十四條中「政治団体」を「政治活動を行う団体」に改める。

(公職選挙法の一部改正に伴う経過措置)
第十一条 施行日前に、前条の規定による改正前の公職選挙法(次項において「旧公職選挙法」という。)第百九十九條第二項に規定する給付金の交付の決定を受けた会社その他の法人のする寄附については、なお従前の例による。

2 旧公職選挙法第二百一十條第三項に規定する寄附に係る金銭又は物品に係る同項の規定による納付については、なお従前の例による。

(租税特別措置法の一部改正)
第十二條 租税特別措置法の一部を次のように改正する。

目次中「第四十一條の十四」を「第四十一條の十五」に改める。
第二章第六節中第四十一條の十四の次に次の一条を加える。

(寄附金控除の特例)
第四十一條の十五 個人が、昭和五十一年一月一日から昭和五十五年十二月三十一日までの間に、政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第四條第四項に規定する政治活動に関する寄附(同法の規定に違反することとなるもの及びその寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるものを除く。)をした場合には、当該寄附に係る支出金のうち、次に掲げる団体に対するもの(第四号ロに掲げる団体に対する寄附に係る支出金にあつては、その団体が推薦し、又は支持する者が、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第八十六條の規定により同号ロの候補者として届出を前年中にされたものに限る。)で政治資金規正法第十二條又は第十七條の規定による報告書により報告されたもの及び同号イに規定する

により報告されたもの及び同号イに規定する

公職の候補者として公職選挙法第八十六条の規定により届出をし、又は推薦届出をされた者に対し当該公職に係る選挙運動に關してされたもので同法第八十九条の規定による報告書により報告されたものは、所得税法第七十八条第二項に規定する特定寄附金とみなして、同法の規定を適用する。

一 政治資金規正法第三条第二項に規定する政党

二 政治資金規正法第五条第一項第二号に掲げる政治資金団体

三 政治資金規正法第三条第一項第一号に掲げる団体で、衆議院議員若しくは参議院議員が主宰するもの又はその主要な構成員が衆議院議員若しくは参議院議員であるもの（同法第五条第一項第一号に掲げる団体を含む。）

四 政治資金規正法第三条第一項第二号に掲げる団体のうち次に掲げるもの
イ 衆議院議員、参議院議員、都道府県の議会の議員又は都道府県知事の職（ロに於いて「公職」という。）にある者を推薦し、又は支持することを本来の目的とするもの
ロ 特定の公職の候補者（公職選挙法第八十六条の規定により公職の候補者として届出をし、又は推薦届出をされた者をいう。）又は当該公職の候補者とならうとする者を推薦し、又は支持することを本来の目的とするもの（イに掲げるものを除く。）

（罰則に関する経過措置）
第十三条 施行日前にした行為及び附則第三条第一項、第四条第一項又は第十一条第一項の規定により従前の例によることとされる事項に係る施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理由

議會制民主政治の下における政党その他の政治団体の機能を重視し、その政治活動の公明と公正を確保するため、政治活動に關する寄附の制限、個人が拠出する政治資金に対する税制上の優遇措置、政治資金の収支の公開の強化その他の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。